

鯖江市において建築確認申請をされる皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口	備 考
農地	農林政策課	原則として転用許可が必要です。
下水処理（供用開始区域）	下水道課	供用開始区域の場合、汚水・雨水を別配管にし、市下水道指定工事店を通じて諸手続きを行ってから施工してください。
仮設トイレ等の設置	下水道課	工事期間中に仮設トイレ等を設置し、下水道を使用するときは下水道課へ届出が必要です。
新築住宅	市民協働課	地元町内会会長と協議のうえ、地元町内会でのルール等について入居者への連絡体制を明確にしておいてください。また、入居者に対し、入居時に町内会活動に関しトラブルが生じないよう協議願います。
歩道部分の乗り入れ 側溝、水路の蓋がけ	道路河川課	道路工事承認申請の提出が必要です。
地区計画区域 （水落交流拠点地区・丹南プラザ周辺地区）	都市計画課	区域内において建築物の建築等の行為を行う場合、当該行為着手 30 日前までに届出が必要です。
地場産業振興特別用途地区 （河和田町・筋生田町・片山町・西袋町・北中町の各一部）	都市計画課	鯖江市特別用途地区建築条例の規定に基づき、建築物の建築の制限の緩和を適用し、区域内で漆器製造等の事業を営む工場の用途に供する建築物を建築する場合は届出が必要です。
都市計画施設の区域 （都市計画道路）	都市計画課	区域内において建築物の建築をおこなう場合、許可が必要です。（都市計画法第 53 条）
大規模建築物等	都市計画課	景観形成に大きな影響を及ぼすものとして鯖江市景観条例で定める大規模な建築行為（500m ² 以上）を行う場合、当該行為着手 30 日前までに届出が必要です。 （鯖江市景観条例第 16 条 同条施行規則第 3 条）
開発許可を受けた開発区域	都市計画課	区域内において、当該開発許可にかかる予定建築物等以外の建築物の建築等を行う場合、許可が必要です。（都市計画法第 42 条）
屋外広告物	都市計画課	屋外広告物を表示（設置）する場合、許可が必要です。
旅館等の建築（新設、増築、改築または大規模な修繕もしくは大規模な模様替え）	建築営繕課	「鯖江市モーター類似施設建築規制に関する条例」に基づく届出が必要です。

【裏面もお読みください】

事 項	窓 口	備 考
下欄に該当する物品の製造・加工または修理を行う工場または事業場	環境課	鯖江市公害防止条例に基づく届出が必要です。
定格出力の合計が3.75kW以上の原動機を使用するもの		
1日当たりの平均的な排水量が30㎡以上であるもの		
1日当たりの平均的な重油消費量が0.5kl以上であるもの		
下欄に該当する工場または事業場	環境課	鯖江市公害防止条例に基づく届出が必要です。
レンズ製造・加工を行う工場または事業場		
自動車整備工場（自動車解体工場を含む）		
合成樹脂製品の製造・加工または加熱加工所		
廃油再生所（トリクロロエチレン等の回収を含む。）		
窯業または土石製品の製造工場		
金箆製造工場または修理工場（酸またはアルカリによる表面処理施設を有している工場・事業場に限る）		
写真フィルム現像所		
鑄造工場		
クリーニングを行う工場または事業場		
ガソリンスタンドまたは石油給油所		
紙箱および木箱の製造・加工所		
旅館		
下欄に掲げる施設を有しているもの	環境課	鯖江市公害防止条例に基づく届出が必要です。
電気メッキ施設（酸またはアルカリによる表面処理施設）		
染色施設（精錬槽を含む。）		
吹き付け塗装施設（漆器および眼鏡枠製造業に係る施設に限る。）		
廃棄物焼却炉（1日あたりの焼却能力が100kgのものに限る）		
ボイラーの伝熱面積が5㎡以上のもの		
地下水揚水施設のうち、揚水機の吐出口の断面積（揚水機が2以上あるときは、すべての吐出口の断面積の合計）が6cm ² 以上のものを有するもの		
クーリングタワー		
家畜の飼養施設	牛	5頭以上
	豚	5頭以上（生後2月未満を除く。）
	鳥	500羽以上（生後2月未満を除く。）
家畜の飼養施設に係る付属施設	鶏ふん乾燥施設	
	家畜の飼料煮沸施設	
	鶏の解体処理施設	
3,000㎡以上の土地の形質を変更するとき	環境課	土壌汚染対策法に基づく届出が必要です。

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより土木事務所から鯖江市に照会を行います。

上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、鯖江市担当部署からも問合せをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

【表面もお読みください】